

山江村告示第68号

山江村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年山江村条例第6号）に基づき、山江村人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

平成25年4月26日

山江村長 横谷 巡

1. 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (23年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 22年度の人件費率
23年度	人 3,754	千円 2,807,835	千 円	千円 446,387	% 15.9	% 15.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
23年度	49	千円 166,313	千円 16,605	千円 56,919	千円 239,837	千円 4,895

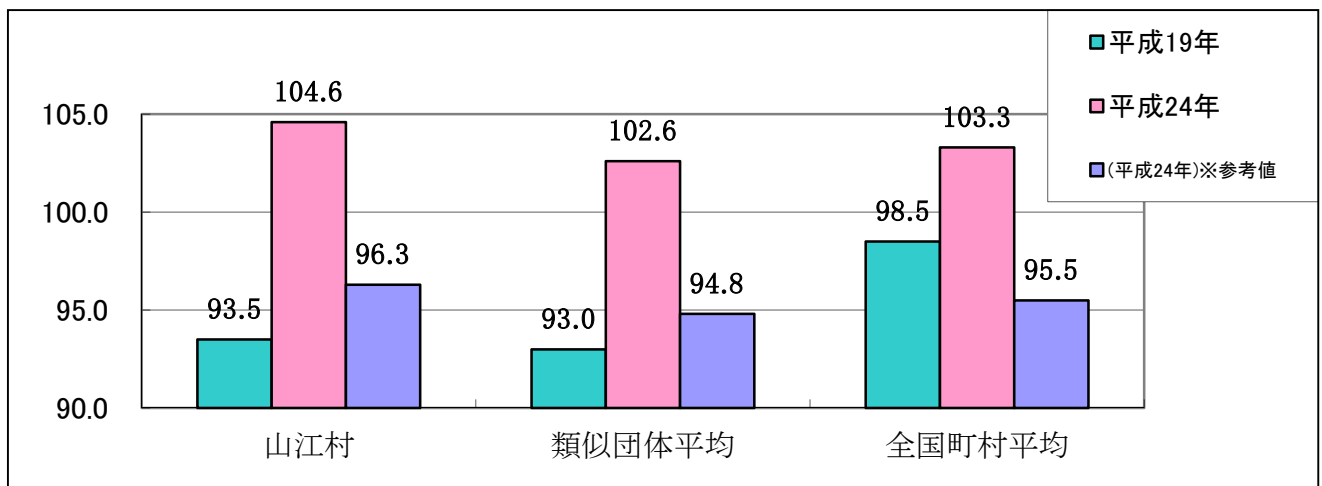
(注)1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成23年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

特になし。

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
- 2 「類似団体平均」とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均化したものである。
- 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

2. 一般行政職給料表の状況(平成24年4月1日現在)

(単位:円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号給の給料月額	243,700	307,800	354,700	388,300	400,600	422,600

(注)給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3. 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(平成24年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
山江村	36.8 歳	264,000 円	284,051 円	278,382 円
熊本県	43.9 歳	347,236 円	408,311 円	376,010 円
国	42.8 歳	304,944 円 (329,917円)	— 円	372,906 円 (401,789円)
類似団体	42.3 歳	310,750 円	349,009 円	340,152 円

(注)1 「平均給料月額」とは、平成24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

3 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況(平成24年4月1日現在)

区 分		山 江 村	熊 本 県	国
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	172,200 円	172,200 円
	高 校 卒	140,100 円	140,100 円	140,100 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(平成24年4月1日現在)

区 分		経 験 年 数 10 年	経 験 年 数 15 年	経 験 年 数 20 年
一般行政職	大 学 卒	239,100 円	278,000 円	— 円
	高 校 卒	219,500 円	250,700 円	310,500 円

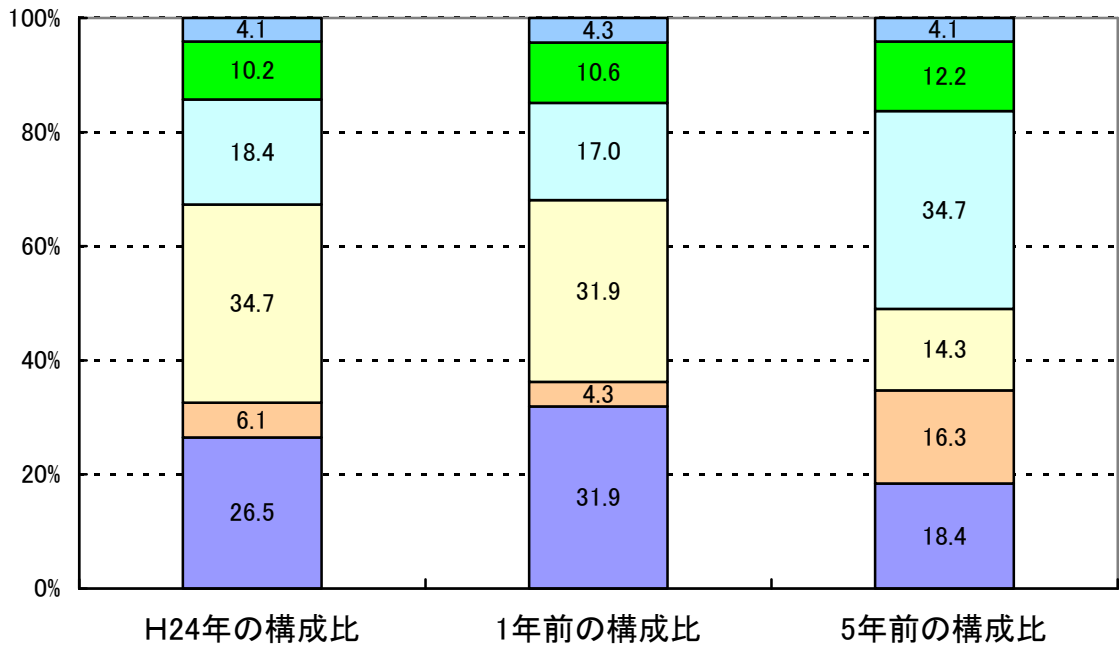
4. 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数等の状況

① 一般行政職の級別職員数の状況(平成24年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事、技師の職務 高度な知識経験を必要とする業務を行う主事、技師の職務	13人	26.5%
2級	特に高度な知識経験を必要とする業務を行う主事、技師の職務	3人	6.1%
3級	主査の職務 係長の職務(4級に掲げる職員を除く)	17人	34.7%
4級	行財政係長の職務及びその職務内容等がこれと同程度のもので規則で定める職の職務 課長、事務局長の職務(5級、6級に掲げる職務を除く)主幹の職務及びその職務内容等がこれと同程度のもので規則で定める職の職務	9人	18.4%
5級	相当の知識経験を有する課長、事務局長の職務(6級に掲げる職務を除く)	5人	10.2%
6級	総務課長の職務及び職務内容等がこれと同程度のもので、村長が規則で定める職の職務	2人	4.1%

- (注) 1 山江村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

全職員人事評価未反映のため、昇給区分に差を設けなかった。

5. 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

山 江 村	熊 本 県	国
1人当たり平均支給額 (23年度) 1,191千円	1人当たり平均支給額 (23年度) 1,586千円	—
(23年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (-)月分 (-)月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

全職員人事評価未反映のため、一律支給（67.5/100）とした。

(2) 退職手当（平成24年4月1日現在）

山 江 村			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		
1人当たり平均支給額			— 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した一般職に係る職員に支給された平均額で

ある。尚、本村においては、平成23年度において退職した職員の該当なし。

(3) 特殊勤務手当（平成24年4月1日現在）

支給実績（23年度決算）	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（23年度）	0 %		
手当の種類（手当数）			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給
伝染病防疫作業手当	伝染病の防疫に従事する職員	伝染病菌の附着等物件処理	日額 200円

(4) 時間外勤務手当

支給実績（23年度決算）	6,075 千円
職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	124 千円
支給実績（22年度決算）	3,935 千円
職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）	74 千円

(5) その他の手当(平成23年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(23年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)
扶 養 手 当	配偶者 13,000円 配偶者以外 ①2人までそれぞれ 6,000円 ・配偶者あり 6,500円 ・配偶者なし 11,000円 ②①以外1人につき 5,000円 ③16~22歳 1人に5,000円	同		千円 4,529	円 205,864
住 居 手 当	家賃を払っているもの ①月額23,000円以下の家賃 家賃額-12,000円 ②月額23,000~55,000円 家賃額-23,000円×1/2 +11,000円 ③月額55,000円以上 27,000円	同		千円 1,502	円 214,571
通 勤 手 当	交通機関、自動車の使用者及び併用者 ①5km未満 2,000円 ②5~10km未満 4,100円 ③10~15km未満 6,500円	同		千円 860	円 33,077
管 理 職 手 当	課長の職に属するもの ①給与表6級の者 本俸の8% ②給与表5級の者 本俸の7%	同		千円 2,844	円 355,500

6. 特別職の報酬等の状況

区 分		給 料	月 額 等
給 料	村 長	740,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額
	副 村 長	568,000 円	830,000 円 / 495,000 円
			669,000 円 / 421,500 円

報酬	議長	289,000 円	310,000 円 / 171,100 円
	副議長	238,000 円	251,000 円 / 119,000 円
	議員	216,000 円	230,000 円 / 100,000 円
期末手当	村長	(23年度支給割合)	
	副村長	2.60月分	
退職手当	議長	(23年度支給割合)	
	副議長	2.60月分	
退職手当	村長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副村長	100分の500	任期毎
		100分の290	任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込み額である。

7. 職員数の状況

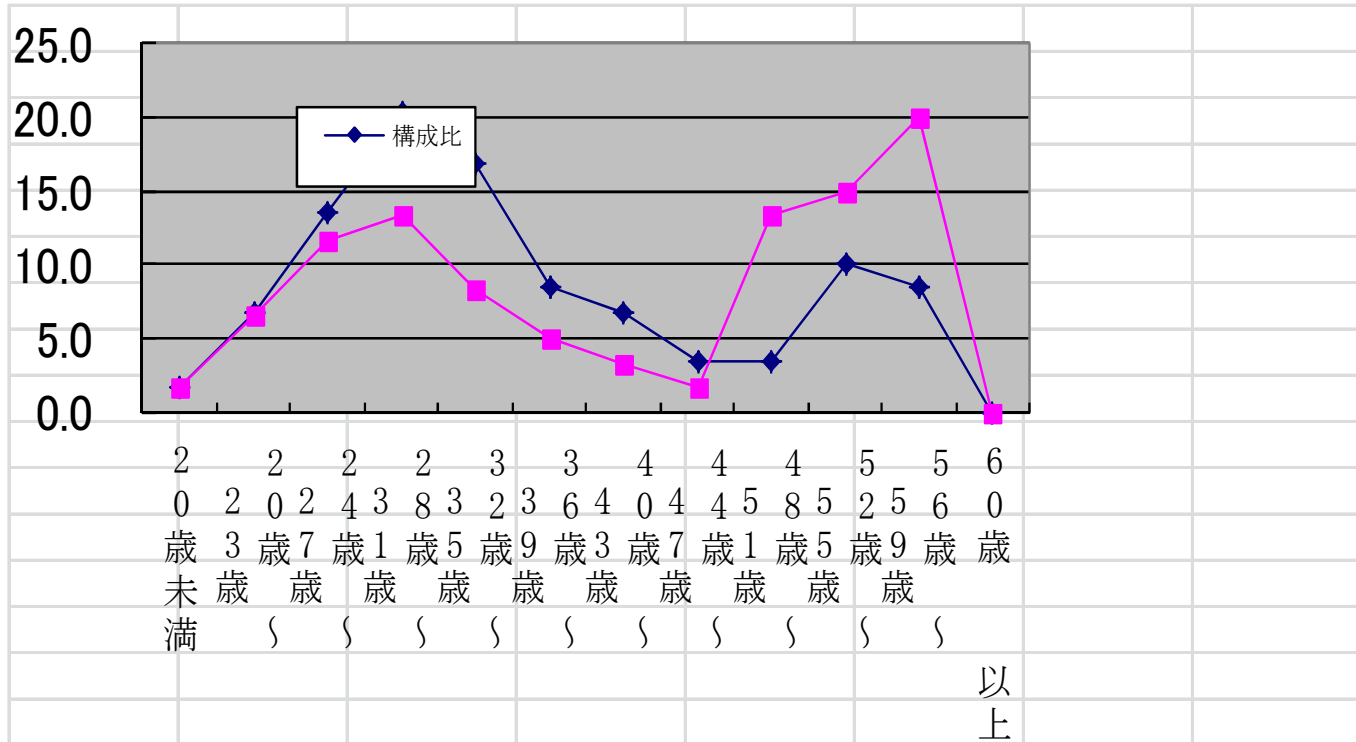
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成24年	平成23年		
普通会計部門	議会	1	1		
	総務	17	16	1	退職者の状況と、事務分掌の見直しに伴う増員
	税務	7	6	1	業務内容の充実のための増員
	農林水産	8	8		
	土木	4	4		
	民生	6	6		
	衛生	4	3	1	業務内容の充実のための増員
	小計	47	44	3	(参考) 人口1万人当たり職員数 125.20人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 170.24人)
	教育部門	5	5	0	
	消防部門				
	小計	5	5	0	(参考) 人口1万人当たり職員数 141.18人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 204.53人)
公営企業等会計部門	水道	1	1		
	下水道	1	1		
	その他	5	5	0	
	小計	7	7	0	
合計		59	56	3	
		[67]	[67]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である(教育長を除く。)

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成24年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1	4	8	12	10	5	4	2	2	6	5	0	59
計	1	4	8	12	10	5	4	2	2	6	5	0	59

(3) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

(単位:人%)

部門別 \ 年度	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	50	51	47	47	47	44	47	▲4(▲7.8%)
教育	5	5	7	6	6	6	6	1(20%)
警察	-	-	-	-	-	-	-	-
消防	-	-	-	-	-	-	-	-
普通会計計	55	56	54	53	53	50	53	▲3(▲5.4%)
公営企業等会計計	5	5	6	6	7	7	7	2(40%)
総合計	60	61	60	59	60	57	60	▲1(▲1.7%)

(注)1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

8. 公営企業職員の状況

該当職種なし。